

**訪問看護・介護予防訪問看護における  
契約書 及び 重要事項説明書**

利用者: \_\_\_\_\_ 様

株式会社 Jun.

# 訪問看護ステーション Jun.

## 訪問看護・介護予防訪問看護サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます）と訪問看護ステーション Jun.（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護・介護予防訪問看護（以下「サービス」といいます）について、次の通り契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、健康保険・介護保険に関する法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。

### 第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。利用者から事業者に対し、契約満了日の7日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

### 第3条（訪問看護計画の取り扱い）

事業者は、介護保険利用者においては居宅サービス計画（ケアプラン）にそって、利用者の訪問看護計画を作成します。健康保険利用者においては、主治医に沿って、利用者の訪問看護計画を作成します。作成後は、いずれも利用者に説明し、同意を得た上で決定するものとします。

### 第4条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービスを提供するものとします。

### 第5条（サービスの実施）

訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向に十分配慮するものとします。

利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

#### 第6条 (料金)

利用者は、訪問看護サービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金に基づいたサービス利用料金に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を事業所に支払うものとします。サービス利用料金は1か月毎に計算し毎月初旬に請求書を発行します。利用者は当月利用金額を翌月までに事業者の指定する方法で支払います。

#### 第7条 (料金の変更)

事業者は、利用者に対して、1か月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れいれることができます。利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、相互に取り交わします。利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解除できます。

#### 第8条 (事業者の義務)

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産も安全に配慮するものとします。事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医に確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

#### 第9条 (守秘義務)

- 事業者および事業者に従事するものは、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者および家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

#### 第10条 (サービス提供の記録)

事業者はサービス提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約完結後5年間保管します。事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、サービス内容等を実施記録簿に記入し、利用者の希望があれば事業所の営業時間内に記録簿を閲覧することができます。利用者は、希望があればいつでも当該利用者に関するサービス実施記録簿のコピーの交付を受ける事ができます。

## 第11条（損害賠償責任）

事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、事故の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められるときに限り、損害賠償を減じることができるものとします。

### [損害賠償がされない場合]

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が契約締結時に利用者の心身の状態及び病歴に重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者が、利用者へのサービス実施のための必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことのもっぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

## 第12条（契約の終了）

1. 利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができます。
  - ①利用者が死亡した場合
  - ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
  - ③利用者が介護保険施設や医療機関等へ入所または入院した場合
  - ④事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された又は指定申請を辞退した場合
2. 利用者は事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合は本契約を解除することができます。
  - ①事業者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
  - ②事業者が守秘義務に違反した場合
  - ③事業者が故意または過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
3. 事業者は利用者が以下の事項に該当する場合本契約を解除することができます。

利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた最速にもかかわらずこれが支払われない場合

③利用者が故意または過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第13条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービスの実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることなく、料金を負担することなく、サービスの利用を中止できます。

利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

#### 第14条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分を提示します。

#### 第15条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

#### 第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者および家族からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速に対応します

#### 第17条（本契約に定めのない事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、健康保険法・介護保険法、その他所法令に定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

#### 第18条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

## 重要事項説明書

### 1 事業者

法人名	株式会社 Jun.
法人所在地	兵庫県尼崎市昭和通 2-10-1
電話番号	06-6480-8383
代表者氏名	桑名 公恵 宮武友香

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションJun.
所在地	兵庫県尼崎市昭和通2-10-1
連絡先	06-6480-8383
管理者名	桑名 公恵
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	2863091522
サービス提供地域	尼崎市

#### (2) サービス提供時間

平日	9:00~17:00
定休日	土曜日、日曜日、12月30日~1月3日

#### (3) 職員体制

管理者	1名
看護師	3名
理学療法士	名
作業療法士	名
言語聴覚士	名

※管理者と常勤看護師は兼務

### 3 事業の目的

#### (1) 目的

要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、指定訪問看護、指定介護予防看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思、及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供します。

#### (2) 運営方針

- 1 事業所が実施する事業は、要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
- 2 事業所が実施する事業は、要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供をします。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。また、要支援者に対しては環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供します。
- 5 訪問看護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第52号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

### 4 訪問看護サービスの提供方法

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。
- (2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。

## 5 訪問看護サービスの内容

事業所で行う訪問看護サービスは、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこととする目的として、次に掲げる事業を行います。

- (1) 訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

- (2) 訪問看護サービス内容

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション ターミナルケア 認知症患者の看護
- ⑥療養生活や介護方法の指導 カテーテル等の管理
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の看護
- ⑩その他医師の指示による医療処置

訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書に基づく訪問看護サービス

- (3) 訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画者に基づく訪問看護サービス 訪問看護報告書及び介護予防訪問介護報告者の作成

## 6 緊急時における対応方法

- (1) 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します。
- (2) 訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (3) 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

## 7 利用料金

- (1) 指定訪問看護

サービス提供時間	単位数	介護報酬	1割	2割	3割
20分未満	314単位/回	3,359円	336円	672円	1,008円
30分未満	471単位/回	5,039円	504円	1,008円	1,512円
30分以上1時間未満	823単位/回	8,806円	881円	1,762円	2,642円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回	12,069円	1,207円	2,414円	3,612円

加算	単位数	介護報酬	1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位/月	6,420円	642円	1,284円	1,926円
（Ⅱ）	574単位/月	6,141円	615円	1,229円	1,843円
複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）	254単位/回	2,717円	272円	544円	816円
複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）	402単位/回	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算Ⅱ（30分未満）	201単位/回	2,150円	215円	430円	645円
複数名訪問加算Ⅱ（30分以上）	317単位/回	3,391円	340円	679円	1,018円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位/回	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算（Ⅱ）	250単位/回	2,675円	268円	535円	803円
夜間・早朝の訪問	所定の単位	25%加算	25%加算	25%加算	25%加算
深夜の訪問	に加算/回	50%加算	50%加算	50%加算	50%加算
長時間訪問看護加算	300単位/回	3,210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算	600単位/回	6,420円	642円	1,284円	1,926円
初回加算（Ⅰ）	350単位/回	3,745円	375円	749円	1,124円
（Ⅱ）	300単位/回	3,210円	321円	648円	963円
ターミナル加算	2500単位	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円

※24 時間対応の場合、別途契約が必要で、24 時間対応体制加算を算定させていただきます。

※夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）、早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）

深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）を示します。

※長時間訪問加算は、指定訪問看護に対して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したとき、1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算します。

※サービス実施日から 2 カ月以上サービスが停止して、再開する場合、初回加算がつきます。

※准看護師の場合は上記の基本料金の 90/100 を乗じた単位となります。

## (2) 指定訪問介護

サービス提供時間	単位数	介護報酬	1割	2割	3割
20分未満	303単位/回	3,242円	325円	649円	973円
30分未満	451単位/回	4,825円	483円	965円	1,448円
30分以上1時間未満	794単位/回	8,495円	850円	1,699円	2,549円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位/回	11,663円	1,167円	2,333円	3,449円

加算	単位数	介護報酬	1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位/月	6,240円	642円	1,284円	1,926円
（Ⅱ）	574単位/月	6,141円	615円	1,229円	1,843円
複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）	254単位/回	2,717円	272円	544円	816円
複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）	402単位/回	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算Ⅱ（30分未満）	201単位/回	2,150円	215円	430円	645円
複数名訪問加算Ⅱ（30分以上）	317単位/回	3,391円	340円	679円	1,018円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位/回	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算（Ⅱ）	250単位/回	2,675円	268円	535円	803円
夜間・早朝の訪問	所定の単位	25%加算	25%加算	25%加算	25%加算
深夜の訪問	に加算/回	50%加算	50%加算	50%加算	50%加算
長時間訪問看護加算	300単位/回	3,210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算	600単位/回	6,420円	642円	1,284円	1,926円
初回加算（Ⅰ）	350単位/回	3,745円	375円	749円	1,124円
（Ⅱ）	300単位/回	3,210円	321円	642円	963円
ターミナル加算	2500単位	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円

※介護保険に給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担となります。

## (3) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合 :無料
②ご利用前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 :基本料金の全額

※但し、体調や容態の急変など、緊急やむを得ない事情が有する場合は不要です。

## (4) 交通費

通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は次も額を徴収します。

実施地域を超えた地点から1キロメートルごとに50円(往復)
-------------------------------

## 8 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しておりご利用者様・家族様からの苦情に迅速、適切に対応します。また本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付期間に相談することもできます。

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションJun. 苦情受付担当 : 桑名公恵 苦情解決責任者 : 宮武友香	所在地：兵庫県尼崎市昭和通2丁目-10番-1号 電話番号：06-6480-8383 FAX番号：06-7410-1647 受付時間：午前9時から午後5時 営業日：月曜日から金曜日 但し、12月30日から1月3日は除く
【市町村（保険者）の窓口】 尼崎市役所健康福祉局介護保険課	所在地：兵庫県尼崎市東七松町23番1号 本庁南館2階 電話番号：06-6489-6322 FAX番号：06-6489-7505 受付時間：午前9時から午後5時30分 営業日：月曜日から金曜日 但し、祝日及び12月29日から1月3日は除く
【公的団体の窓口】 兵庫国民健康保険団体連合会	所在地：兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 FAX番号：078-332-5650 受付時間：午前8時45分から午後5時15分 営業日：月曜日から金曜日 但し、祝日及び12月29日から1月3日は除く

## 9 個人情報の保護

### （1）秘密の保持について

- ・事業所は、利用者の個人情報について。「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ・事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた

め、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

## （2）個人情報の保護について

- ・事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での訪問看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しません。外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を文書により得ます。
- ・事業所は、訪問看護に関する諸記録を当該サービス終了日から5年間保存します。

## 1 0 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については看護師等に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施していきます。
- (4) サービス提供中に、当該事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 1 利用にあたってのお願い

- (1) 保険証（健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療被保険証・医療受給者の内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせください。
- (2) 処置に必要な衛生物品は自費になります。
- (3) 同居している家族が利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスの利用はお断りする場合があります。

## 1 2 利用料の支払い

原則として利用料の支払いは、利用月の翌月に請求書を発送しその月の27日に指定された口座から引き落としさせていただきます。

## 契約書

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの契約を証するため、本通2通を作成し、利用者及び事業所の双方が署名の上、それぞれが1通ずつを保管するものとします。また、その提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

契約締結日 20 年 月 日

【事業者】

兵庫県尼崎市昭和通2丁目10番1号

株式会社 Jun.

代表取締役 桑名 公恵

印

【事業所】

兵庫県尼崎市昭和通2丁目10番1号

訪問看護ステーション Jun. (指定番号 2863091522)

重要事項説明者 看護師

私は、当事業所の利用契約内容、及び重要事項の説明を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意します。

【利用者】

住 所 :

氏 名 : 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し、署名を代行します。

継 続 :

代行理由 :

住 所 :

氏 名 : 印

## 緊急時訪問看護加算同意書

法人名 : 株式会社 Jun.

事業所名 : 訪問看護ステーション Jun.

代表者 : 桑名 公恵

私は、担当者より重要事項説明書により緊急訪問看護及び予防緊急訪問看護について説明をうけ、このサービスを利用することに同意します。

20 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族 氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係 \_\_\_\_\_

(代筆) 代表者 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
理由 :